



Media Release

2008年6月10日

カンタス航空 「燃油特別付加運賃」(燃油サーチャージ)額を申請

【東京発】カンタス航空 日本支社(東京都港区、日本支社長: 荻野雅史)は、2008年7月1日～9月30日までの日本発着国際線の「燃油特別付加運賃」(燃油サーチャージ)額とその改定条件を、6月9日に国土交通省に申請いたしました。

カンタスグループでは全社をあげて、あらゆる局面での運航コスト引き下げに努力していますが、燃油価格が、2008年2月～4月にはシンガポールジェットケロシン市況価格において、3ヶ月平均で1バレルあたりUS126ドルを記録したことを受け、下記のように「燃油特別付加運賃」の額改定を決定いたしました。なお、申請が認可され次第、再度ご案内します。

「燃油特別付加運賃」額と改定条件に関して

- 対象路線: 日本～オーストラリア間 国際線
(他航空会社に運航委託している共同運送便も含まれます。)
- 適用開始日: 2008年7月1日～9月30日発券分まで
- 運賃額(1区間あたり): 改定前 20,000円 ⇒ 改定後 28,000円
- 改定条件: 2008年7月1日～9月30日までの3ヶ月間は燃油特別付加運賃額を固定いたします。なお、10月1日以降の燃油特別付加運賃額は、直近3ヶ月間のシンガポールジェットケロシン市況価格の平均値を用いて改定いたします。今後の改定(廃止)のスケジュールは以下の通りです。

燃油価格動向 確認時期	燃油価格動向 直近3ヶ月の対象月	改定(廃止)実施日のベース
2008年8月	5月～7月の平均値	10月1日発券分より
2008年11月	8月～10月の平均値	1月1日発券分より
2009年2月	11月～1月の平均値	4月1日発券分より

シンガポールジェットケロシン市況価格の平均値を指標とする燃油特別付加運賃の予定改定額。

USD120を下回った場合	USD110を下回った場合	USD100を下回った場合	USD90を下回った場合	USD80を下回った場合	USD70を下回った場合	USD60を下回った場合	USD50を下回った場合
24,000円	20,000円	16,000円	12,000円	9,000円	6,000円	3,000円	廃止します

- 適用条件:
- ①大人・小児ともに同額をご負担いただきます。
 - ②座席を使用しない2歳未満の幼児は対象となりません。
 - ③無料特典航空券などご利用のお客様にも同額をご負担いただきます。
 - ④航空券ご購入後に払い戻しする場合、取消手数料・払い戻し手数料は適用されません。

備考: 国際線の国内区間運航路線(QF60便ケアンズ/シドニー間、QF168便ケアンズ/ブリスベン間など)は国内線の「燃油特別付加運賃」が適用となります。国際線・国内線を問わず、上記運賃に航空保険特別料金を別途合算の上、收受させていただきます。

日本～オーストラリア間国際線 : 1区間あたり300円
上記以外の路線 : 1区間あたりUS3,300ドル

日本発着国際線区間以外の燃油特別付加運賃額については下記URLをご参照ください。
http://www.qantas.com.au/international/jp/web_fuel_ex.html